

令和5年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（C日程入試）

民事訴訟法・刑事訴訟法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～6ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は民事訴訟法につき1枚（そのⅠ）、刑事訴訟法につき1枚（そのⅡ）、合計2枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

〔このページは空白です。〕

民事訴訟法（配点 50 点）

1. 次の文章は、旧民事訴訟法下における最高裁判所の判決文（最高裁平成4年9月10日判決・民集46巻6号553頁）からの抜粋である。文章中の空欄【ア】ないし【ウ】に各々当てはまる最も適切な語句は何か（ただし、同一の記号には同一の語句が入る）、また、【エ】に当てはまる結論として最も適切な選択肢は、①～④のうち、いずれか、更に、下線部と同様の定めをする現行の民事訴訟法の条文番号は何か、答えなさい。

（配点 20 点）

2 …有効に訴状の【ア】がされず、その故に被告とされた者が訴訟に関与する機会が与えられないまま【イ】がされた場合には、当事者の代理人として訴訟行為をした者に代理権の欠缺があった場合と別異に扱う理由はないから、民訴法四二〇条一項三号の事由があるものと解するのが相当である。

3 また、民訴法四二〇条一項ただし書は、再審事由を知って上訴をしなかった場合には再審の訴えを提起することが許されない旨規定するが、再審事由を現実的に了知することができなかった場合は同項ただし書に当たらないものと解すべきである。けだし、同項ただし書の趣旨は、再審の訴えが上訴をすることができなくなった後の非常の不服申立方法であることから、上訴が可能であったにもかかわらずそれをしなかった者について再審の訴えによる不服申立てを否定するものであるからである。これを本件についてみるのに、前訴の【イ】は、その正本が有効に【ア】されて確定したものであるが、上告人は、前訴の訴状が有効に【ア】されず、その故に前訴に関与する機会を与えられなかったとの前記再審事由を現実的に了知することができなかったのであるから、右【イ】に対して【ウ】しなかったことをもって、同項ただし書に規定する場合に当たるとすることはできないものというべきである。

4 そうすると、上告人に対して前訴の【イ】正本が有効に【ア】されたことのみを理由に、上告人が【ウ】による不服申立てを怠ったものとして、本件再審請求を排斥した原審の判断には、民訴法四二〇条一項ただし書の解釈適用を誤った違法があり、右違法が【イ】に影響することは明らかであるから、論旨は理由があり、【エ】。そして、本件においては、なお前訴の請求の当否について審理する必要があるので、これを原審に差し戻すこととする。

【 エ 】の選択肢

- ① 再審被告の請求を棄却する
- ② 本件を上告審として受理する
- ③ 原判決は破棄を免れない
- ④ 原審の判断は、結論において正当であって、所論の違法はない

Ⅱ. 準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続、進行協議期日のうち、文書の取調べをすることができるものは、いずれか。根拠条文または理由を付して、答えなさい。

(配点 10 点)

Ⅲ. AはYに対して金員300万円を貸し付けた。その数年後、Aは他界し、Xが唯一の相続人となった。Xは、Yを被告として、同貸金の返済を求めて訴えを提起した。同裁判で、Yは、「Aは、生前に本件貸金債権を訴外Bに譲渡していたので、Xは本件貸金債権を相続し得ない。」旨の抗弁を述べ、その経緯として、「Aは、B所有の甲建物を金700万円で買い受けたが、同代金決済として、本件貸金債権をBに譲渡した。」と述べた。Xは、AB間での甲建物売買の事実を一旦は認めたが、後日になり、同自白を撤回すると述べた。Yは、同自白の撤回に異議がある。Xの自白の撤回は許されるか。甲建物売買の事実が、主要事実であるかあるいは間接事実であるかについても触れつつ、8行程度で説明しなさい。

(配点 20 点)

刑事訴訟法（配点 50 点）

- I. 次の文章の空欄ア～サに当てはまる最も適切な語句は何か、空欄①～⑥に当てはまる最も適切な条文は何か、それぞれ答えなさい（条文を記載する際には、必要に応じて、刑事訴訟法の場合は「法」と、刑事訴訟規則の場合は「規則」と明示の上、条、項、号、本文・ただし書まで特定すること。また、一つの空欄に入る条文が一つとは限らない）。なお、同一の記号には同一の語句が入る。（配点 30 点）

逮捕は、（ア）逮捕、（イ）逮捕、（ウ）逮捕の三つに分かれる。（ア）逮捕の場合は令状を必要としないが、後の二つは逮捕状による必要がある。ただ、逮捕状の発付時期が、（イ）逮捕は逮捕前であるのに、（ウ）逮捕は逮捕後であるところが違っている。

（ア）は、誰でも、逮捕状なしに逮捕することができる（①）。ただし、一定の軽い犯罪については、（エ）場合又は（オ）場合に限る（②）。

司法警察員及び検察官は、罪を犯したと疑うに足る相当な理由がある者について、（カ）に対し、逮捕状の発布を請求することができる。請求を受けた（カ）は、資料を審査するなどし、逮捕の理由があれば、明らかに（キ）がない場合を除き、逮捕状を発しなければならない（③）。逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない（④）。急速を要する場合には、被疑者に（ク）と（ケ）とを告げて逮捕することができるが、その後、（コ）に逮捕状を示さなければならない（⑤）。

（ウ）逮捕は、一定の重い罪を犯したことを疑うに足る十分な理由がある場合で、逮捕状を求めるゆとりのないときに、その理由すなわち（ク）及び（サ）を告げて被疑者を逮捕することができるものである（⑥）。

（ウ）逮捕をしたときは、直ちに逮捕状を求める手続きをしなければならない。

Ⅱ 以下の事項に関し、関係する条文があるときはそれを指摘しつつ、各問の末尾に示された行数以内で説明しなさい。

(配点 20 点)

- 1 捜査機関が、被告人を当該被告事件について取り調べることの可否（6 行）
- 2 事実を認めている甲と否認している乙が共同被告人として審理されている事件において、検察官が、被告人乙との関係で甲の証人尋問をしようとする場合に必要手続きと当該手続きを採る理由（4 行）

[このページは空白です。]